

平成26年

上尾市教育委員会10月定例会  
議案資料

## 目 次

### 議案第49号 資料

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について)

◇教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表 -----	1
---------------------------------	---

### 議案第51号 資料 (上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について)

◇上尾市立小・中学校通学区域に関する規則 新旧対照表 -----	3
◇上尾市立小・中学校通学区域に関する規則 位置図 -----	4

## 議案第49号資料

### 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条　《 略 》</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額と、その合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条　《 略 》</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額と、その合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては<b>100分の220</b>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 &lt; 略 &gt;</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額と、その合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の190</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 &lt; 略 &gt;</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額と、その合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

# 議案第51号資料

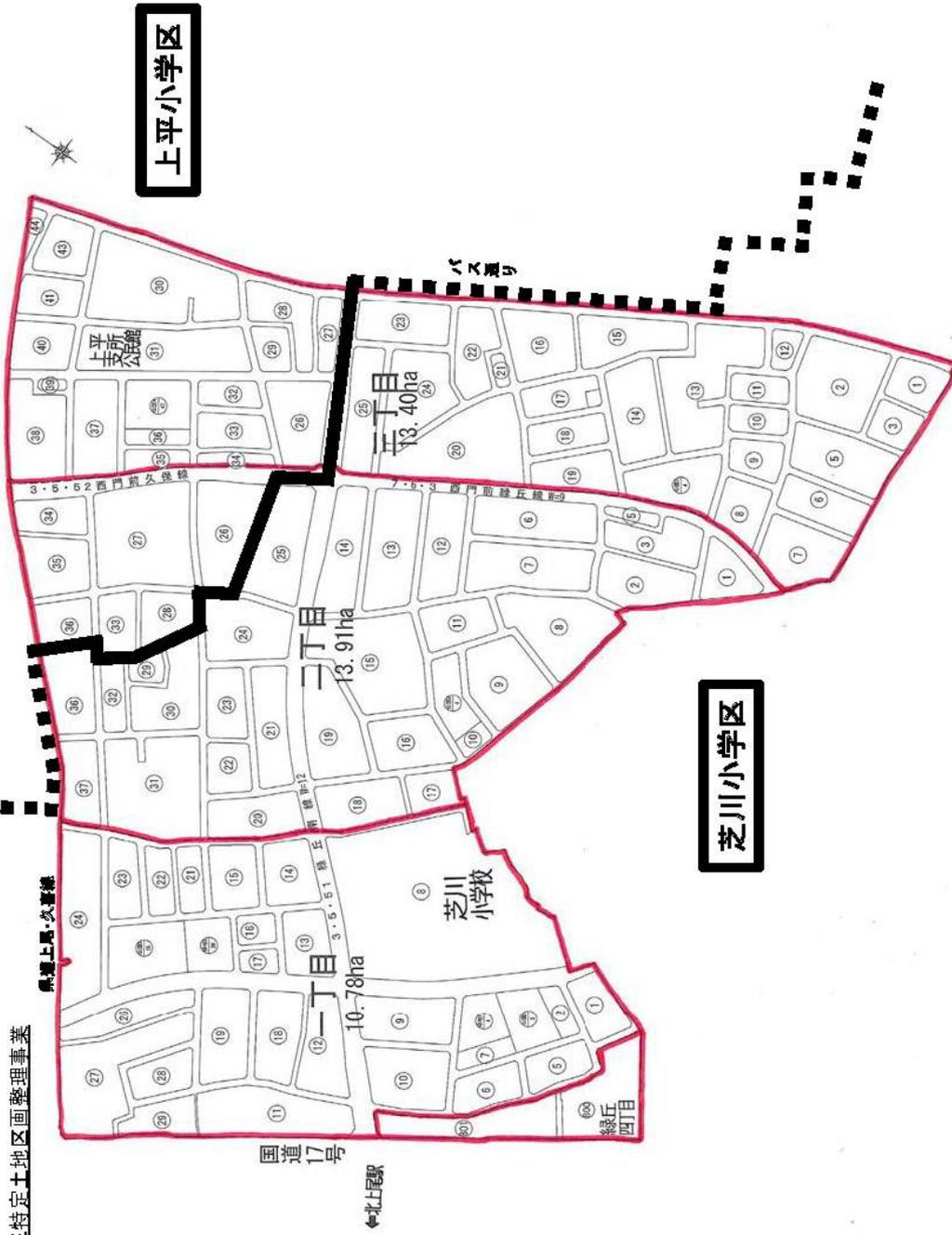
上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和35年上尾市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現 行		改正後	
別表第1（第2条関係） ◎小学校		別表第1（第2条関係） ◎小学校	
小学校名	当該小学校の学区	小学校名	当該小学校の学区
上平小	上郷（市道第1019号線南側）、上新梨子、宮の下、第1団地、下組、上平塚（緑丘団地を除く。）、久保と西門前及び南（市道第30284号線北側、市道1021号線東側）、菅谷（1番地から330番地まで、332番地から341番地まで、344番地、833番地から852-1番地まで、852-3番地から853番地まで、856-2番地から921番地まで、1354番地から1361番地まで）、菅谷一丁目（83番地から87番地までを除く。）	上平小	上郷（市道第1019号線南側）、上新梨子、宮の下、第1団地、下組、上平塚（緑丘団地を除く。）、久保（275番地から279番地まで、284番地、292番地から307番地まで、310番地から414番地まで）、西門前（316番地から638番地まで、754番地から785番地まで）、南（565番地を除く。）、菅谷（1番地から330番地まで、332番地から341番地まで、344番地、833番地から852-1番地まで、852-3番地から853番地まで、856-2番地から921番地まで、1354番地から1361番地まで）、菅谷一丁目（83番地から87番地までを除く。）、上平中央二丁目（26番地から28番地まで、33番地から35番地まで、36番地1、36番地10から36番地14まで）、上平中央三丁目（26番地から44番地まで）
尾山台小	原市八区（西原、貉谷、宿前の一部（別図1）を除く。）、原市九区のうち東北本線西側（荒神前を除く。）、尾山台団地	尾山台小	原市八区（西原、貉谷、宿前の一部（別図）を除く。）、原市九区のうち東北本線西側（荒神前を除く。）、尾山台団地
東小	本町二丁目（13番、14番）、本町四丁目（10番、11番）、本町五丁目、本町六丁目（上尾東団地及び田向待機宿舎を除く。）、上尾村（田向を除く。）、二ツ宮（県道上尾蓮田線北側）、上尾宿、平塚（下平塚（県道上尾蓮田線北側）、中平塚、上平塚（緑丘団地））	東小	本町二丁目（13番、14番）、本町四丁目（10番、11番）、本町五丁目、本町六丁目（上尾東団地及び田向待機宿舎を除く。）、上尾村、二ツ宮（県道上尾蓮田線北側）、上尾宿、西門前（786番地、787番地）、南（565番地）、平塚（下平塚（県道上尾蓮田線北側）、中平塚、上平塚（緑丘団地））
原市南小	原市六区（県道さいたま栗橋線東側）、原市七区、原市八区（西原、貉谷、宿前の一部（別図1））、原市団地1街区、2街区、原市九区のうち新掘付（旧西原前を除く。）	原市南小	原市六区（県道さいたま栗橋線東側）、原市七区、原市八区（西原、貉谷、宿前の一部（別図））、原市団地1街区、2街区、原市九区のうち新掘付（旧西原前を除く。）
芝川小	緑丘四丁目、緑丘五丁目、本町六丁目（上尾東団地及び田向待機宿舎に限る。）、上尾村（田向、1612番地）、錦町、上のうち町谷、堤下、しらこぼと団地、久保と西門前及び南（市道第30284号線南側、市道第1021号線西側及び東側の一部（別図2））	芝川小	緑丘四丁目、緑丘五丁目、本町六丁目（上尾東団地及び田向待機宿舎に限る。）、錦町、上のうち町谷、堤下、しらこぼと団地、久保（1番地から274番地まで、280番地から283番地まで、285番地から291番地まで、308番地、309番地）、西門前（1番地から315番地まで、639番地から729番地、753番地）、上平中央一丁目、上平中央二丁目（1番地から25番地まで、29番地から32番地まで、36番地2から36番地9、37番地）、上平中央三丁目（1番地から25番地まで）
◎中学校		◎中学校	
中学校名	当該中学校の学区	中学校名	当該中学校の学区
上平中	上平小学校の学区、芝川小学校の学区（上尾村1612番地、上のうち町谷、堤下、しらこぼと団地、久保、西門前、南）、上平北小学校の学区	上平中	上平小学校の学区、芝川小学校の学区（上のうち町谷、堤下、しらこぼと団地、久保、西門前（753番地を除く。）、上平中央一丁目、上平中央二丁目、上平中央三丁目）、上平北小学校の学区
東中	中央小学校の学区（緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、本町三丁目、本町四丁目、原新町、上1805番地）、東小学校の学区（上尾宿2096番地のうち、埼玉県立埼玉学園入所者の寮の部分を除く。）、芝川小学校の学区（緑丘四丁目、緑丘五丁目、本町六丁目、上尾村（田向）、錦町）	東中	中央小学校の学区（緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、本町三丁目、本町四丁目、原新町、上1805番地）、東小学校の学区（上尾宿2096番地のうち、埼玉県立埼玉学園入所者の寮の部分を除く。）、芝川小学校の学区（緑丘四丁目、緑丘五丁目、本町六丁目、西門前（753番地）、錦町）
別図1		別図	
別図2		削除	

位置図

上尾市上平第三特定土地地区面整理事業

上平中央



上平小学区

芝川小学区